

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 立花幸司

本論文は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』を道徳教育論の観点から解釈することを試み、道徳教育論に対する哲学的な基礎を与える著作としてそれを解釈した意欲的で興味深い論考である。

まず、イントロダクションでは、研究史のサーベイを通じて、本論文の研究史上の位置、研究遂行上の問題点、方法論が的確に提示されている。これに続く第一部では、三つの章にわたって、アリストテレスの倫理学と政治学の輪郭を、目的、方法、担い手の三つの観点から簡潔にまとめ、倫理学が道徳教育論の基礎として占めるべき位置を明確に描き出している。まず、第一章では、教育の目的を扱い、教育の目的としての幸福にとって重要な徳について、性格の徳と思考の徳の区別などに触れながら、その基本的な特徴を簡潔にまとめている。続いて第二章では、教育の方法を扱い、人間の自然的条件、習慣づけ、この習慣づけに密接に関わる行為と感情、およびロゴスの教育についての的確なまとめを行っている。さらに第三章では、教育の担い手を扱い、教育の担い手としての個人、市民、ポリスの三者間の関係および法の果たす役割が明快にまとめられている。

第二部がこの論文の本論にあたる部分である。ここでは、『ニコマコス倫理学』の主要な論点の解釈を通じて、彼の道徳教育論の哲学的基礎が多彩な角度から明らかにされている。まず第四章では、アリストテレスが「意志の弱い人は道徳教育の対象である」というテーゼを立てるとき、その背景にある道徳教育の範囲についてはどう考えられているかについての探究が行われ、意志の弱さの改善に医学的な治療も関係することを考慮に入れると、道徳教育の範囲はあらかじめ固定されているのではなく、探求の進展とともに再確定されることになるという興味深い解釈を導き出している。続いて第五章では、第四章での分析からアクラシア（意志の弱さ）をその一類型とする行為概念の分析の必要性が浮上してくるが、アリストテレスが行ったその分析がはたして教育論の哲学的基礎となるかどうかの検討を行っている。そして検討の結果として、行為分析の基準（自発性・非自発性・反自発性）について、この基準が、徳ある人の育成にどう寄与するかということを念頭において設けられているという教育論的解釈を導きだし、道徳教育論の基礎としての的確な再構成を提示している。

この一連の分析を背景に、さらに第二部第六章では、教育は人を幸福にするという主張の意味を、「運」の問題を論じた『自然学』のテキストをも手がかりに論じ、たしかに不運に晒されて不幸に陥ることもありうるが、不運な不幸を回避する因果系列を把握してそのような不幸を回避することは可能であり、それゆえそうした因果系列を把握する徳ある人を育むことが可能なのだという教育的な論点を巧みに析出させてみせている。しかし、ここにはまだ、深刻な不運には教育は無力ではないかというきわめて重要な問題があるが、この問題を自ら提起して、第七章においては、友愛が幸福に必須であるという主張の検討を行ってその問題に対する部分的な解答を導き出している。つまり、アリストテレスの友愛論はこれまで利己主義・利他主義の問題として論じられることが多かったが、ここでは素直に、友愛を通じて自分一人では到達できないあり方に至ることが可能であり、また運に対処することも可能だという教育論的背景のもとに友愛論を理解するという道筋を印象的に切り開いてみせたのである。

なお、本論文には三つの補遺が付されており、1950年代をさかいにアリストテレス教育論が復権していった歴史的経緯の考察（補遺Ⅰ）、アリストテレス道徳教育論の研究を困難にしている一つの要因である教育関連語の使用頻度の低さに関するアリストテレスとプラトンおよびイソクラテスとの比較統計調査（補遺Ⅱ）、アリストテレスにおける倫理的と医学の関係の考察（補遺Ⅲ）が行われており、いずれも重要な補足事項を提供している。

本論文は、『ニコマコス倫理学』においてまとまった形ではなく、錯綜し散在した形で織り込まれた道徳教育論の哲学的基礎を明快に析出し、まとめ上げることで、たんに『ニコマコス倫理学』がもつ道徳教育論的な観点からの意義だけではなく、逆に倫理学のあり方そのものに関しても一つの重要な論点を提示している。つまり、幸福、徳、およびそれらの構成要素を分析する理論的な理論と人の善くなり方についての実践的な理論は統合されていなければならないということである。アリストテレスの道徳教育論とその哲学的基礎の全体を明らかにするには、『政治学』における教育論、そして『形而上学』や『魂論』におけるさらに基本的な背景についてのよりいっそう詳細な分析が必要であり、本論文はそれをまだ今後の課題として残しているが、そうした全体を解明する明確な研究方針を具体的に提示しており、その点で本論文は高い評価に値し、学位取得に十分な水準に達していると判断した。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。